

議員提出議案第1号

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

上記の議案を朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年3月18日提出

提出者	朝霞市議会議員	田 辺	淳
賛成者	朝霞市議会議員	斉 藤	弘 道
賛成者	朝霞市議会議員	山 口	公 悦

朝霞市議会議長 様

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書

70年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人々の命を奪いました。それから今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害にたいする国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下、現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを宣言するものです。

被爆70年に当たり、一日も早い国の償いが求められています。

地方自治法第99条第2項の規定により、下記の事項を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれますよう意見を提出します。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。

3 すべての被爆者に償いをする事。

(1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきた事について謝罪する事。

(2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつものには加算する事。

(3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなう事。

平成27年3月25日

埼玉県朝霞市議会議長 利根川 仁 志

衆議院議長	町	村	信	孝	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様